第93回
定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
開催場所　川崎市川崎区大川町２番１号
当社会議室（本館２階）

目　次

第93回定時株主総会招集ご通知…… 1
添付書類
事業報告…… 3
連結計算書類…… 21
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 … 24
計算書類…… 25
会計監査人の監査報告書 謄本 …… 28
監査等委員会の監査報告書 謄本 …… 29
株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件…… 30
第２号議案　株式併合の件…… 30
第３号議案　定款一部変更の件…… 31
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件…… 32
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件…… 37

三菱化工機株式会社

証券コード：6331

（証券コード　6331）
平成29年６月８日

株 主 各 位

川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機株式会社
取締役社長　髙 木 紀 一

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、お繰り合わせの上、ご出席下さいますようご案内申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　　川崎市川崎区大川町２番１号
　　当社会議室（本館２階）
3. **目的事項**

報告事項
１．第93期（自平成28年４月１日至平成29年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第93期（自平成28年４月１日至平成29年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kakoki.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表

・計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kakoki.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事業報告 （自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境は改善が続き、後半には生産や輸出に持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、新興国経済の減速、英国のＥＵ離脱問題、米国新政権の政策運営動向など先行き不透明感の高まりもあり、民間設備投資は力強さを欠き、個人消費も低迷が続きました。

このような事業環境の下、当社グループは、受注の確保に注力するとともに、確実な品質・納期管理に基づく工事施工及び機器製作により、顧客満足度の向上に努めてまいりました。また、当連結会計年度を初年度とする３ヵ年の中期経営計画における、「次世代成長分野への投資」及び「将来への経営基盤確立」という骨子に沿って諸施策を実施するとともに、業務効率化や諸経費の節減を図り、業績向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の受注高は、民間設備投資が低調に推移する中での厳しい受注競争、また、期待していた案件の延期・逸注等もあり、エンジニアリング及び単体機械の両事業で減少し、358億16百万円（前年度比16.1％減）となりました。

売上高は、既受注工事の売上寄与が前年度で終了したことと、受注高の減少を反映し、361億４百万円（前年度比8.1％減）となりました。

損益面では、売上高の減少に加え、見積設計費や水素をはじめとする成長分野への研究開発費等の増加もありましたが、エンジニアリング事業におけるプロジェクト管理の徹底による手持工事の採算改善等の結果、営業利益は12億94百万円（前年度は17億82百万円）を確保し、経常利益は13億52百万円（同15億57百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は９億76百万円（同11億50百万円）となりました。

また、当社単体では、受注高は、291億32百万円（前年度比15.2％減）、売上高は、281億37百万円（同11.4％減）、営業利益は10億93百万円（前年度は17億21百万円）、経常利益は11億28百万円（同15億30百万円）となり、当期純利益は８億30百万円（同12億円）となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、前期と同額の１株につき５円といたしたいと存じます。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

エンジニアリング事業部門

エンジニアリング事業では、国内外での多くの建設工事の実績により蓄積された「エンジニアリング技術とノウハウ」を基盤として、民間向け各種プラント・装置及び官公庁向け下水処理装置の受注確保に努めました。中期経営計画において成長分野として位置付けている事業のうち、水素につきましては当社川崎製作所内での実証用水素ステーションの建設、バイオガスにつきましては高効率下水汚泥消化システムの実証に向けた取り組み等

を行い、関連技術の拡充・強化に向けた活動を行いました。海外につきましては引き続き東南アジア地域において、日系企業向けプラント案件の開拓に取り組みました。

受注高は、当社関連業界における設備投資が依然として力強さを欠く中での厳しい受注競争に加え、期待していた案件の延期、水素ステーション案件の減少、海外プラント案件への力不足に伴う逸注等もあり、233億81百万円（前年度は290億91百万円）と前年度を19.6％下回りました。

売上高は、既受注工事の売上寄与が前年度で終了したことと、受注高の減少を反映し、235億34百万円（前年度は261億45百万円）と前年度を10.0％下回りました。

単体機械事業部門

単体機械事業では、製造業として築いてきた「モノづくりに根ざした確かな技術と徹底した品質管理」を基盤として、主力製品である三菱油清浄機の拡販と、各種単体機械案件の掘り起こし等により、受注確保に努めてまいりました。また、中期経営計画において成長分野として位置付けている船舶環境規制対応機器等の製品開発を引き続き推進するとともに、新製品・新技術として今後成長が期待される電子材料等向け精密沪過機の開発にも注力してまいりました。

受注高は、造船不況の影響による三菱油清浄機の引き合い減少、当社関連業界における設備投資が依然として力強さを欠く中での各種単体機械の厳しい受注競争、また、発電所向け海水取水用除塵設備案件の一部延期等もあり、124億34百万円（前年度は136億10百万円）と前年度を8.6％下回りました。

売上高は、125億70百万円（前年度は131億55百万円）と前年度を4.4％下回りました。

（企業集団の事業部門別受注・売上の状況）

部　　門	摘　　要	受注高	構成比	売上高	構成比
		百万円	%	百万円	%
エンジニアリング事業	都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等	23,381 (29,091)	65.3 (68.1)	23,534 (26,145)	65.2 (66.5)
単体機械事業	油清浄機、各種分離機・沪過機、海水取水用除塵設備、撹拌機等	12,434 (13,610)	34.7 (31.9)	12,570 (13,155)	34.8 (33.5)
合　　計		35,816 (42,702)	100.0 (100.0)	36,104 (39,300)	100.0 (100.0)
（参考） 上表のうち	輸出関連	3,483 (9,488)	9.7 (22.2)	6,559 (5,571)	18.2 (14.2)

（注）1.　（　　）内は、前連結会計年度（第92期）の実績を示しております。

2.　当連結会計年度末受注残高は、225億64百万円であり、前年度末残高228億52百万円に比較して、２億87百万円の減少となっております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額３億97百万円（リース資産を含む。）であります。主なものは、油清浄機生産工場における生産設備の取得であります。

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入をもって充当しております。当社は、所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。また、資金調達の多様化を図るため、極度額３億円の当座貸越契約を締結いたしました。

なお、資金調達の安定化を図るため、新たに５億円の長期借入を行っております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、景気が緩やかに回復していくことが期待されますが、米国新政権の政策の行方、海外政情不安や円高傾向等による先行き不透明感が強まっており、企業は設備投資にはなお慎重姿勢であり、個人消費も低迷しており、予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような状況の下、当社グループは持続的成長と企業価値の向上を目指して、引き続き３ヵ年の中期経営計画の骨子に沿って、事業を展開してまいります。中期経営計画の２年目にあたる平成29年度の主な取り組み方針は次のとおりです。

①受注の確保・拡大

当社の中長期的な成長のためには、受注の確保・拡大は最重要課題であります。当連結会計年度に受注が大きく減少した結果を踏まえ、エンジニアリング・単体機械の両事業とも、営業戦略を再度見直し、顧客ニーズの掘り起こしと引き合い案件の増加を図り、主要案件の確実な受注を目指します。また、海外案件への取り組みもより一層強化してまいります。

②コスト改善

各種工事において設計段階から効率化を図り、また、手持工事の施工にあたっては工程管理を徹底し、さらなる工事コスト改善を目指します。併せて品質・納期管理を徹底し、顧客満足度のさらなる向上を目指します。

③次世代成長分野事案への対応加速

中期経営計画において成長分野と位置付けている水素、バイオガス、船舶環境規制対応機器の分野への取り組みを更に強化、加速してまいります。水素につきましては、近く完成予定の当社川崎製作所実証用水素ステーションにより、水素ステーションの最適仕様の確立、建設工事のコストダウン、より適切なメンテナンスの確立を進めてまいります。バイオガスにつきましては、本年３月に国土交通省の平成29年度下水道革新的技術実証事業（Ｂ－ＤＡＳＨプロジェクト）に採択されました「高効率消化システムによる地産地消エネルギー活用技術の実用化に関する実証研究」（佐賀県唐津市浄水センター）を通じて、高効率消化システム実証の取り組みを進めてまいります。船舶環境規制対応機器につきましては、今後の規制及び市場動向に的確に対応した製品開発及び受注活動を進めてまいります。

なお、研究開発に係る新組織を立ち上げ、上記成長分野を中心とした各種開発テーマの進捗フォロー、及び中

長期的な開発テーマへの対応を強化してまいります。
④業務効率化・意識改革・人材育成
全社的には、引き続き業務効率化、間接コストの改善、財務体質の強化等により、企業体質の強化を図ってまいります。また、中期経営計画における課題をはじめとした各種業務への取り組みにあたっては、これまで以上にＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）を重視し、特に進捗確認並びに結果及び次なる課題については「見える化」を徹底し、迅速かつ適切な対応を行うよう意識改革に努めてまいります。併せて、これまで蓄積した技術・技能を継承し当社の発展に繋げるため、人材育成施策についても重要課題として取り組んでまいります。
また、モノづくりとエンジニアリングを行う企業集団として、安全の確保に、より一層注力してまいります。併せて、社会的に信頼される企業集団を目指して、引き続き法令遵守の徹底と、会社法及び金融商品取引法に対応した内部統制システムの適切な運用に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスにつきましても一層の充実を図ってまいります。
株主のみなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成25年度 第90期	平成26年度 第91期	平成27年度 第92期	平成28年度 第93期 (当連結会計年度)
受　　注　　高（百万円）	36,063	32,676	42,702	35,816
売　　上　　高（百万円）	35,472	34,744	39,300	36,104
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	△3,718	2,024	1,150	976
1株当たり当期純利益（円）	△47.04	25.60	14.55	12.35
総　　資　　産（百万円）	41,411	45,225	41,211	42,733
純　　資　　産（百万円）	13,545	16,757	15,813	17,374

（注）1. 平成25年度（第90期）は、景気の緩やかな回復基調が広がる中、受注高は、前年度を19.3%上回りましたが、売上高は、既受注の大型工事の売上寄与が前年度でほぼ終了したことに加え、前年度の受注高の減少を反映し、前年度を24.1%下回りました。損益面では、売上高の減少による売上総利益の減少に加え、既受注の海外プラントの一部大型工事においてコスト改善ができず、工事採算のさらなる悪化を発生させたことにより、営業損益は18億13百万円の損失、経常損益は17億56百万円の損失となりました。また、特別退職金及び減損損失を特別損失として計上したことに加え、当期及び今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性につきまして慎重に検討しました結果、繰延税金資産の一部を取り崩して法人税等調整額に計上しましたため、親会社株主に帰属する当期純損益は37億18百万円の損失となり、前年度に引き続き損失計上となりました。

2. 平成26年度（第91期）は、景気の緩やかな回復基調が続く中、受注高は、前年度を9.4%下回り、売上高も、受注の伸び悩みを反映し前年度を2.1%下回りました。損益面では、売上高は減少しましたが、各種コスト改善及び固定費の削減に取り組みました結果、営業利益は16億91百万円と大幅に改善し、また、保有する外貨建て資産に対する為替差益により経常利益は20億68百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は20億24百万円を計上することができました。

3. 平成27年度（第92期）は、景気の足踏み状態が続く中、受注高は、前年度を30.7%上回り、売上高も、受注高の増加を反映し前年度を13.1%上回りました。損益面では、成長分野への研究開発費等の投資の増加もありましたが、売上高の増加等もあり、営業利益は17億82百万円となりましたが、保有する外貨建て資産に対する為替差損等により経常利益は15億57百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は11億50百万円となりました。

4. 当平成28年度（第93期）の事業の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
化工機プラント環境エンジ株式会社	百万円 100	% 100	各種プラント・環境装置の設計、建設、アフターサービス、メンテナンス、維持管理、環境測定
株式会社菱化製作所	百万円 60	100	機器製作・据付及び配管その他工事
化工機商事株式会社	百万円 50	100	各種機械販売、建材薬剤販売、厚生サービス、保険
MKK Asia Co.,Ltd.	百万バーツ 15	49	東南アジア地域におけるプラント設備の設計、機材調達、建設、メンテナンス、改造工事

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

①エンジニアリング事業部門

都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等のエンジニアリング及び建設をいたしております。

②単体機械事業部門

油清浄機、各種分離機・沪過機、海水取水用除塵設備、撹拌機等の単体機械の設計・製作・据付・販売をいたしております。

(7) 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
三菱化工機株式会社	本社・川崎製作所（川崎市川崎区大川町2番1号） 本社営業事務所（川崎市川崎区宮前町1番2号） 支社（大阪市中央区） 支店（名古屋市中村区、沖縄県那覇市） 工場（三重県四日市市、茨城県神栖市） 海外営業所（マレーシア） 海外駐在員事務所（台湾）
化工機プラント環境エンジ株式会社	本社（川崎市川崎区大川町2番1号） 支店（大阪市中央区、福岡市東区） 営業所（横浜市旭区） 事業所（東京都葛飾区他11ヶ所）
株式会社菱化製作所	本社・工場（北九州市八幡西区洞北町4番1号） 営業所（東京都千代田区）
化工機商事株式会社	本社（川崎市川崎区大川町2番1号） 工場（茨城県神栖市）
MKK Asia Co.,Ltd.	本社（タイ）

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
エンジニアリング事業	434名	9名減
単体機械事業	276	8 減
全社（共通）	115	9 増
合計	825	8 減

（注）全社（共通）として記載されている従業員数は、エンジニアリング事業及び単体機械事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
493名	9名増	42.5歳	15.5年

（注）出向者、休職者及び嘱託　合計66名は含みません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000 百万円
明治安田生命保険相互会社	500
株式会社横浜銀行	500

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　160,000,000株
(2) 発行済株式の総数　79,139,500株
(3) 株主数　9,426名（前期末比603名減）
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三菱重工業株式会社	4,882 千株	6.18 %
明治安田生命保険相互会社	4,165	5.27
三菱商事株式会社	4,079	5.16
三菱化工機取引先持株会	2,503	3.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,359	2.98
東京海上日動火災保険株式会社	1,923	2.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,906	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,847	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,632	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口５)	1,267	1.60

（注）持株比率は自己株式（80,425株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	髙木　紀一	プラント事業本部担当
取締役	新下　正彦	企画本部長
取締役	伏本　浩	環境事業本部担当
取締役	中村　正男	機械事業本部長 菱化貿易（上海）有限公司　董事長
取締役	田中　利一	管理本部長
取締役	加藤　博樹	三菱重工業株式会社執行役員機械・設備システムドメイン副ドメイン長
取締役	渡邊　剛	三菱商事株式会社インフラ事業本部エンジニアリング事業部長
取締役 監査等委員（常勤）	加藤　豊	
取締役 監査等委員	舩山　卓三	公認会計士　税理士 ソーラー発電ネットワーク株式会社代表取締役
取締役 監査等委員	吉川　知宏	弁護士

（注）1. 当社は、平成28年６月29日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役のうち加藤博樹、渡邊　剛、舩山卓三、吉川知宏の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役　舩山卓三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために加藤　豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち中村正男、田中利一、渡邊　剛の各氏は、平成28年６月29日開催の第92回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 監査等委員である取締役　加藤　豊、舩山卓三、吉川知宏の各氏は、平成28年６月29日開催の第92回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
7. 当社は、加藤博樹、舩山卓三、吉川知宏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役　加藤博樹氏は、平成29年４月１日付にて、三菱重工業株式会社執行役員経営・財務企画部長兼ドメイン財務総括部長となっております。

（ご参考）当社は執行役員制度を導入いたしております。本年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	町田　憲司	プラント事業本部長兼プロジェクトコントロール室長
執行役員	井熊　敏行	環境事業本部長
執行役員	正木　惠之	大阪支社長

横田克也氏は、本年３月31日付をもって執行役員を退任しました。

なお、本年４月１日付をもって執行役員の担当の変更及び新規選任を次のとおり行っております。

①執行役員の担当の変更

地位	氏名	担当
執行役員	町田　憲司	プラント事業本部長

②新規選任

地位	氏名	担当
執行役員	齋藤　雅彦	企画本部副本部長兼企画部長

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

①退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
髙橋　泰	平成28年６月29日	任期満了	取締役
宮崎　敏男	平成28年６月29日	任期満了	取締役

②退任した監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
加藤　豊	平成28年６月29日	任期満了	常勤監査役
舩山卓三	平成28年６月29日	任期満了	監査役
吉川知宏	平成28年６月29日	任期満了	監査役

（注）当社は、平成28年６月29日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役　加藤　豊、舩山卓三、吉川知宏の各氏は任期満了により退任し、上記各氏は監査等委員である取締役に就任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 （2）	152,700千円 （2,100）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （2）	22,050 （9,000）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	6,710 （2,360）
合計 （うち社外役員）	12 （4）	181,460 （13,460）

（注）1. 上記には、平成28年6月29日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。なお、当社は平成28年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬等の総額は、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役6百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額は、平成28年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役12百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査等委員である取締役の報酬等の総額は、平成28年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

4. 監査役の報酬等の総額は、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

5. 支給額には、以下のものも含まれております。
役員退職慰労引当金の当事業年度増加額
取締役　5名　　8,700千円
監査役　3名　　1,010千円

6. 上記のほか、平成28年6月29日開催の第92回定時株主総会において決議された「退任取締役に対する慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う慰労金打ち切り支給の件」に基づき、退任取締役2名に対し24,700千円の退職慰労金を支給しております。
また、当社は同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査等委員である取締役に就任した監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを併せて決議しており、その支給見込額は32,290千円（うち、取締役（監査等委員を除く。）（3名）に対する退職慰労金の支給見込額が28,250千円、監査等委員である取締役に就任した監査役（3名）に対する退職慰労金の支給見込額が4,040千円（うち社外役員2名に対し1,040千円））であります。

7. 当事業年度に係る役員賞与につきましては、支給しないことといたしました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役　加藤博樹、渡邊　剛の各氏並びに各監査等委員は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(5) 社外役員に関する事項（平成29年３月31日現在）

1)　取締役 加藤博樹

①重要な兼職先と当社との関係

当社は三菱重工業株式会社との間に製品等の販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回に出席し、三菱重工業株式会社の執行役員としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

2)　取締役 渡邊　剛

①重要な兼職先と当社との関係

三菱商事株式会社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。当社は同社との間に製品等の仕入れ及び販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

平成28年６月29日就任以後、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、三菱商事株式会社の部長としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

3)　取締役（監査等委員） 舩山卓三

①重要な兼職先と当社との関係

当社とソーラー発電ネットワーク株式会社との間に開示すべき関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち、監査役として４回、監査等委員として13回出席しました。また、当事業年度に開催された監査役会４回のうち４回、監査等委員会10回のうち10回出席しました。公認会計士及び税理士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

4)　取締役（監査等委員）　吉川知宏
①重要な兼職先と当社との関係
　該当事項はありません。
②主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。
③当事業年度における主な活動状況
　当事業年度に開催された取締役会17回のうち、監査役として４回、監査等委員として13回出席しました。また、当事業年度に開催された監査役会４回のうち４回、監査等委員会10回のうち10回出席しました。弁護士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　62百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　63百万円

（注）1. 当社の重要な子会社のうち、MKK Asia Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

６．会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築に関する基本方針）は、次のとおりであります。

1)　当社及び当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、「当社グループ行動憲章」、「当社グループコンプライアンス行動基準」及び「コンプライアンス委員会規程」に基づき、法令・定款その他社内規則並びに社会倫理・通念を遵守し、行動する。

②社長直属で当社グループ全社を含む部門横断的に構成するコンプライアンス委員会が、当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員のコンプライアンス体制の確立・意識の維持向上のための施策を推進する。

③内部監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規則等に適合しているかについて、当社グループ全社の業務活動の監査を行い、内部監査結果は、社長に報告の上、取締役及び監査等委員会又は監査等委員に周知する。

④当社及び当社グループ各社の従業員が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、直接報告することができるコンプライアンスホットライン「ヘルプライン」を設置し、内部通報を奨励すると同時に、通報者の保護を図る。

⑤当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は断固として排除する旨を「当社グループ行動憲章」に定めており、当社及び当社グループ各社の役員、従業員、その他関係者がこの行動憲章を遵守するよう徹底する。

2)　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、「取締役会規程」、「業務決裁基本規程」及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存及び管理する。また、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。

3)　当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止及びその影響の最小化を図るための基本的事項並びに具体的対応策を「リスク管理規程」に取り纏めることとする。この具体策の推進は、リスク管理委員会が所管することとし、推進活動の進捗状況を適切に取締役会に報告する。

②緊急性を要する事項には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて緊急事態に対処する。

4)　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針及び経営計画等当社の取締役及び従業員が共有する目標を定め、その達成に向けて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員各自が実施すべき具体的な目標を定める。

②職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び部門長等を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する方針及び全社的重要事項について審議する。

③意思決定の迅速化のために、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直し・整備し、権限責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における審議を踏まえて、取締役会の意思決定に資するものとする。

④取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務担当を定め、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は自らの担当組織を監督する。

5)　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループは、コンプライアンス、リスク管理、危機管理をはじめとする内部統制方針を制定し共有する。また、各委員会等において具体策の推進を所管する。

②当社は、子会社関係の諸規程を取り纏めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構（株主総会、取締役会）が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるよう子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社へ報告を求めることにより、子会社に対して適切な管理をし、支援を実施する。

③当社は、経営推進会議等を通じて、子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社取締役間の意見交換等を通じて情報の共有化に努める。

6)　監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①当面、社内部門の兼務者が監査等委員会の職務の補助をする。監査等委員会から専任者の配置を求められた場合には、監査等委員会の意向を尊重するものとする。

②監査等委員会の職務の補助をする従業員に対しては、その人事異動、評価等について、監査等委員会の意見を求め、尊重するものとする。

③監査等委員会の職務の補助をする従業員は、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上司等からの指揮命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7)　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社は、監査等委員がいつでも経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。

②当社及び当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に報告する。

③当社及び当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、前項の報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

8)　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査等委員会又は監査等委員に対して重要な決裁書類を供覧し、監査等委員会又は監査等委員がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制とする。

②監査等委員及び監査等委員会は、代表取締役、会計監査人等と定期的に意見交換をする会合を持ち、意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の報告を求めるものとする。

③内部監査室は、監査等委員会及び監査等委員との情報交換を含め連携を密にする。

④監査等委員がその職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き速やかに処理するものとする。

（内部統制システムの運用状況の概要）

①内部統制システム及びコンプライアンス全般

当社は、取締役会の補佐機能として内部統制委員会を、またその下部組織として内部統制チームを設置しております。これらの委員会・チーム及び内部監査室が、主としてコンプライアンスの観点から、当社グループ全体の内部統制システムの構築運営状況のモニタリング、個々の業務活動の適正性の調査を行うとともに、各部門・各子会社により実施されるチェックの有効性を確認しております。内部統制委員会は、原則毎月１回開催しております。

②リスク管理

当社は、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの防止及び会社損失の最小化をはかるため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、各部門・各子会社に対するリスク管理調査を定期的に実施し、リスクの分析やリスクに関する情報の一元管理を行っております。リスク管理委員会は、年に数回開催しております。

③内部監査及び財務報告に係る内部統制

内部監査室が、内部監査計画に基づき、当社各部門及び各子会社の監査を実施し、その結果を監査等委員会及び取締役会に報告しております。

④子会社の経営管理

当社役員、部門長等が子会社の取締役又は監査役を兼務し監督を行うとともに、毎月開催している経営推進会議等を通じて、経営状況の報告を受けております。

⑤取締役の職務の執行

当社は毎月１回以上取締役会を開催しており、当事業年度は17回の取締役会を開催しました。

取締役会では、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、当社は取締役及び部門長等により構成する経営会議を毎月１回以上開催し、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかっております。

（注）なお、当社は、平成28年６月29日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会設置会社移行前の「監査役の職務の遂行について」は次のとおりであります。
各監査役は、監査計画に従い、社内主要会議への出席、重要書類の閲覧、各部門及び子会社の調査、代表取締役及び取締役に対する業務執行についての監査を行い、都度、監査役会において報告が行われました。
また、会計監査人との定期的な協議により相互連携をはかりました。

（注）本事業報告中のご報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を、千円単位の記載金額は、千円未満を、それぞれ切捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 （平成29年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	27,220	流動負債	13,269
現金及び預金	5,255	支払手形及び買掛金	8,472
受取手形及び売掛金	16,719	電子記録債務	1,172
電子記録債権	611	短期借入金	1,000
製品	802	未払法人税等	308
仕掛品	1,510	前受金	531
材料及び貯蔵品	965	賞与引当金	617
繰延税金資産	315	役員賞与引当金	16
その他	1,055	工事補償引当金	83
貸倒引当金	△14	受注工事損失引当金	28
固定資産	15,512	その他	1,038
有形固定資産	4,757	固定負債	12,089
建物及び構築物	2,743	長期借入金	2,300
機械装置及び運搬具	610	役員退職慰労引当金	85
土地	1,124	ＰＣＢ処理引当金	17
その他	278	退職給付に係る負債	8,015
無形固定資産	283	繰延税金負債	1,475
投資その他の資産	10,471	その他	195
投資有価証券	10,301	負債合計	25,358
繰延税金資産	62	（純資産の部）	
その他	156	株主資本	16,151
貸倒引当金	△49	資本金	3,956
		資本剰余金	4,202
		利益剰余金	8,010
		自己株式	△18
		その他の包括利益累計額	1,222
		その他有価証券評価差額金	3,956
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△163
		退職給付に係る調整累計額	△2,570
		純資産合計	17,374
資産合計	42,733	負債及び純資産合計	42,733

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 （自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		36,104
売上原価		29,039
売上総利益		7,065
販売費及び一般管理費		5,770
営業利益		1,294
営業外収益		
受取利息及び配当金	244	
雑収益	11	256
営業外費用		
支払利息	38	
為替差損	97	
雑損失	62	198
経常利益		1,352
特別利益		
投資有価証券売却益	35	35
税金等調整前当期純利益		1,388
法人税、住民税及び事業税	415	
法人税等調整額	△3	411
当期純利益		976
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		976

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,956	4,202	7,429	△18	15,570
当期変動額					
剰余金の配当			△395		△395
親会社株主に帰属する当期純利益			976		976
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	581	△0	581
当期末残高	3,956	4,202	8,010	△18	16,151

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,878	13	△126	△2,522	242	15,813
当期変動額						
剰余金の配当					－	△395
親会社株主に帰属する当期純利益					－	976
自己株式の取得					－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,077	△13	△36	△47	979	979
当期変動額合計	1,077	△13	△36	△47	979	1,561
当期末残高	3,956	0	△163	△2,570	1,222	17,374

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

三菱化工機株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　阿　部　正　典　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　川　幸　康　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱化工機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表 （平成29年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**22,297**	**流動負債**	**10,349**
現金及び預金	3,955	支払手形	562
受取手形	1,230	電子記録債務	1,509
売掛金	12,132	買掛金	5,074
電子記録債権	593	短期借入金	1,000
製品	802	未払金	611
仕掛品	1,364	未払費用	155
材料及び貯蔵品	873	未払法人税等	247
前渡金	118	前受金	479
前払費用	45	賞与引当金	497
繰延税金資産	248	工事補償引当金	82
関係会社短期貸付金	163	受注工事損失引当金	17
その他	785	その他	111
貸倒引当金	△15	**固定負債**	**9,070**
固定資産	**15,267**	長期借入金	2,300
有形固定資産	**4,641**	ＰＣＢ処理引当金	17
建物	2,545	退職給付引当金	5,102
構築物	162	繰延税金負債	1,473
機械及び設備	568	資産除去債務	120
車両及び運搬具	2	その他	58
工具及び器具備品	144	**負債合計**	**19,420**
土地	1,124	（純資産の部）	
リース資産	38	**株主資本**	**14,299**
建設仮勘定	54	**資本金**	**3,956**
無形固定資産	**248**	**資本剰余金**	**4,202**
技術使用権その他	248	資本準備金	4,202
投資その他の資産	**10,377**	**利益剰余金**	**6,158**
投資有価証券	9,733	利益準備金	840
関係会社株式	328	その他利益剰余金	5,318
関係会社出資金	159	研究開発基金	500
長期貸付金	9	別途積立金	2,049
関係会社長期貸付金	1,294	繰越利益剰余金	2,768
その他	103	**自己株式**	**△18**
貸倒引当金	△1,251	**評価・換算差額等**	**3,845**
		その他有価証券評価差額金	**3,845**
		繰延ヘッジ損益	**0**
		純資産合計	**18,145**
資産合計	**37,565**	**負債及び純資産合計**	**37,565**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 （自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		28,137
売上原価		22,351
売上総利益		5,786
販売費及び一般管理費		4,692
営業利益		1,093
営業外収益		
受取利息及び配当金	314	
雑収益	10	325
営業外費用		
支払利息	38	
為替差損	116	
貸倒引当金繰入額	74	
雑損失	61	290
経常利益		1,128
特別利益		
投資有価証券売却益	35	35
税引前当期純利益		1,164
法人税、住民税及び事業税	322	
法人税等調整額	10	333
当期純利益		830

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				研究開発基金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,956	4,202	840	500	2,049	2,333	5,723	△18	13,864
当期変動額									
剰余金の配当						△395	△395		△395
当期純利益						830	830		830
自己株式の取得							－	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	435	435	△0	435
当期末残高	3,956	4,202	840	500	2,049	2,768	6,158	△18	14,299

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,827	13	2,841	16,705
当期変動額				
剰余金の配当				△395
当期純利益				830
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,017	△13	1,004	1,004
当期変動額合計	1,017	△13	1,004	1,439
当期末残高	3,845	0	3,845	18,145

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

三菱化工機株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阿　部　正　典　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　川　幸　康　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱化工機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

三菱化工機株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　加　藤　　豊　㊞

監査等委員　　舩　山　卓　三　㊞

監査等委員　　吉　川　知　宏　㊞

（注）監査等委員舩山卓三及び吉川知宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主各位に対する利益還元を最重要政策としており、そのために長期にわたる安定的な経営基盤と内部留保の充実をはかりつつ、成果の配分を行うことを配当政策の基本としております。

当期の期末配当は、当期の業績、今後の事業環境及び財務体質等を勘案し、１株につき５円とさせていただきたく存じます。

(1) 期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は395,295,375円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　株式併合の件

(1) 株式併合を行う理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とするとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないよう、株式併合（10株を１株に併合）を実施いたしたいと存じます。

(2) 併合する株式の種類及び割合

当社の発行する普通株式について、10株を１株の割合で併合いたします。

なお、株式併合後の発行済株式総数は7,913,950株となります。

また、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主のみなさまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数
16,000,000株
(5) その他
本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。
なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由
①第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を160,000,000株から、16,000,000株に変更するものであります。
②同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買単位を100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）に規定されている当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
③現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。
(2) 変更の内容
現行定款と変更案は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第2章　株　式	第2章　株　式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第6条　本会社の発行可能株式総数は160,000,000株とする。	第6条　本会社の発行可能株式総数は16,000,000株とする。
（単元株式数）	（単元株式数）
第8条　本会社の単元株式数は1,000株とする。	第8条　本会社の単元株式数は100株とする。
	附　則
（新　設）	（効力発生日） 第3条　本定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更は平成29年10月1日をもって効力が発生するものとし、本附則第3条は当該変更の効力発生日の経過後これを削除する。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会からは、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	髙木　紀一 （昭和29年２月25日生）	昭和55年４月　当社入社 平成22年７月　MKK Asia Co.,Ltd.代表取締役社長 平成25年４月　当社執行役員プラント事業本部技術統括兼プラントプロジェクト部長 平成26年１月　当社執行役員プラント事業本部長 平成26年６月　当社取締役プラント事業本部長 平成27年４月　当社取締役社長（プラント事業本部担当） （現在に至る）	14,000株
	【取締役候補者とした理由】 髙木紀一氏は、プラント事業の技術部門に長く携わり、海外子会社の社長を経て、平成25年４月から執行役員、平成26年６月から取締役、平成27年４月から取締役社長を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	新下 正彦 (昭和26年6月24日生)	昭和50年4月　(株) 三菱銀行入行 平成13年4月　(株) 三菱東京フィナンシャル・グループ総合管理部長 平成15年7月　(株) 東京三菱銀行法務・コンプライアンス室長 平成17年3月　同行退職 平成17年3月　アコム(株) 保証事業部長 平成17年4月　同社執行役員 平成20年6月　同社常務取締役・常務執行役員 平成24年6月　当社常勤監査役 平成27年6月　当社取締役企画本部長 (現在に至る)	8,000株
	【取締役候補者とした理由】 新下正彦氏は、金融機関における長年の勤務経験に基づく豊富な知識・経験を有し、平成24年6月から常勤監査役として当社の監査に携わり、平成27年6月からは取締役を務めております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		
3	伏本 浩 (昭和26年12月28日生)	昭和50年4月　当社入社 平成15年4月　当社資材部長 平成22年4月　当社執行役員営業本部長 平成24年4月　当社執行役員大阪支社長 平成26年4月　当社執行役員環境事業本部長兼大阪支社長 平成27年4月　当社執行役員社長付 平成27年6月　当社取締役(環境事業本部担当) (現在に至る)	7,000株
	【取締役候補者とした理由】 伏本　浩氏は、主に調達部門及び営業部門に長く携わり、平成22年4月から執行役員、平成27年6月から取締役を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>中村正男
（昭和30年１月14日生）</td><td>昭和50年４月　当社入社
平成24年４月　当社産業機械営業部長
平成27年４月　当社執行役員機械事業本部長
平成28年６月　当社取締役機械事業本部長
（現在に至る）
（重要な兼職の状況）
菱化貿易（上海）有限公司董事長</td><td>7,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
中村正男氏は、主に単体機械事業の営業部門に長く携わり、平成27年４月から執行役員、平成28年６月から取締役を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>田中利一
（昭和34年４月15日生）</td><td>昭和60年４月　当社入社
平成22年４月　当社事務部長
平成24年４月　当社総務部長
平成27年４月　当社執行役員管理本部長兼総務人事部長
平成28年４月　当社執行役員管理本部長
平成28年６月　当社取締役管理本部長
（現在に至る）</td><td>13,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
田中利一氏は、主に総務部門に長く携わり、平成27年４月から執行役員、平成28年６月から取締役を務めており、当社グループの事業についての豊富な経験を有しております。上記の経験を生かして、今後も当社グループの経営全般の管理・監督機能を担い、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</td></tr>
</table>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	渡邊（わたなべ）　剛（つよし） (昭和38年７月18日生)	昭和62年４月　三菱商事（株）入社 平成22年１月　千代田化工建設（株）出向 （平成25年１月まで） 平成25年１月　三菱商事（株）エンジニアリング事業部総括マネージャー 平成25年４月　同社天然ガス事業本部グローバルガス事業部　部長補佐兼同本部付液化事業室長 平成26年10月　同社インフラ事業本部エンジニアリング事業部　部長代行 平成27年４月　同社インフラ事業本部エンジニアリング事業部長 （現在に至る） 平成28年６月　当社取締役 （現在に至る）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 渡邊　剛氏は、三菱商事株式会社のインフラ事業本部エンジニアリング事業部長であり、その豊富な知識・経験に基づき、当社の経営に関する助言・監督等を行っております。 今後も、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	藤原（ふじはら）　久幸（ひさゆき） (昭和30年10月２日生)	昭和49年４月　三菱重工業（株）入社 平成24年１月　同社横浜管理センター副センター長兼エンジニアリング本部企画管理部長 平成24年10月　同社横浜管理センター副センター長兼総務部長兼エンジニアリング本部企画管理部長 平成25年４月　同社エンジニアリング本部　本部長代理 平成25年10月　同社エネルギー・環境ドメイン化学プラント・社会インフラ事業部副事業部長 平成26年１月　同社エネルギー・環境ドメイン経営管理総括部長 平成27年４月　同社執行役員エネルギー・環境ドメイン副ドメイン長兼経営管理総括部長 平成28年10月　同社執行役員エンジニアリング本部長兼エネルギー・環境ドメイン副ドメイン長 平成29年４月　同社執行役員インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長 （現在に至る）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 藤原久幸氏は、三菱重工業株式会社の執行役員インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長であり、その豊富な知識・経験に基づき当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけるものと判断いたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．渡邊　剛氏及び藤原久幸氏は社外取締役候補者であります。
３．渡邊　剛氏は当社の特定関係事業者（主要な取引先）である三菱商事株式会社のインフラ事業本部エンジニアリング事業部長であり、当社は同社との間に製品等の仕入れ及び販売等の取引関係があります。
４．渡邊　剛氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
５．当社と渡邊　剛氏との間では、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
また、藤原久幸氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社と同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「月例報酬」及び「賞与」で構成されていましたが、当社の取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、「月例報酬」及び「賞与」に加えて、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成28年６月29日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額（上記「月例報酬」及び「賞与」として年額300百万円以内。）とは別枠で、毎事業年度における業績等に応じて、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと５名となります。
また、監査等委員会からは本制度について、業績との連動性等を勘案し、本制度の内容は相当であるとの意見を受けております。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）

②当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・３事業年度からなる対象期間を対象として、1.8億円 ・ただし、本年度から開始する当初対象期間については、２事業年度を対象として、1.2億円

③本信託から取締役に交付等がなされる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。）	・信託期間中、１事業年度当たりに、取締役に付与される付与ポイント数の上限は320,000ポイントであり、当該ポイントに相当する当社株式の数の発行済株式の総数（平成29年３月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.40％ ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない

④業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・毎事業年度の会社業績指数（連結売上高、連結営業利益等）の中期経営計画に対する達成度に応じて変動（０～150％の範囲で決定）

⑤取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・原則として退任後

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度を対象とします（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）。

ただし、当社の中期経営計画との連動性を考慮し、当初の信託期間は平成30年３月末日で終了する事業年度から平成31年３月末日で終了する事業年度までの２事業年度とします（以下「当初対象期間」という。）。

当社は、対象期間ごとに合計1.8億円（当初対象期間については1.2億円）を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間３年間（当初対象期間については２年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、毎年、取締役に付与ポイント（下記(3)に定める。）の付与を行い、取締役の退任後（取締役が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信

託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計1.8億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1.8億円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、以下に定める累積ポイント数に基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）を調整します。

取締役には、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして付与されます。

付与ポイントは各事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの0～150%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとします。

なお、当初対象期間中または対象期間中の各定時株主総会から翌年の定時株主総会までの各期間の途中で退任した取締役（定時株主総会をもって退任する取締役を除く。）には、直前の定時株主総会から退任までの在任期間に応じた基本ポイントがその時点で付与され、定時株主総会をもって退任する取締役に対しては、当該定時株主総会の開催日の直前の定時株主総会から当該定時株主総会までの1年間にかかる基本ポイントに当該定時株主総会の開催日の直前の事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役位別に定める基本金額　÷　当初対象期間または対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント　×　業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託の信託期間中に取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり320,000ポイントを上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

なお、第2号議案「株式併合の件」及び第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案にかかる株式併合の効力が生じた場合には、同議案の併合比率（10株を1株に併合）に照らして、1事業年度当たりに取締役に対して付与するポイントの総数の上限は32,000ポイントに変更されるものとします。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任後（死亡時を除く。）に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該累積ポイント数の70%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、死亡後に上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

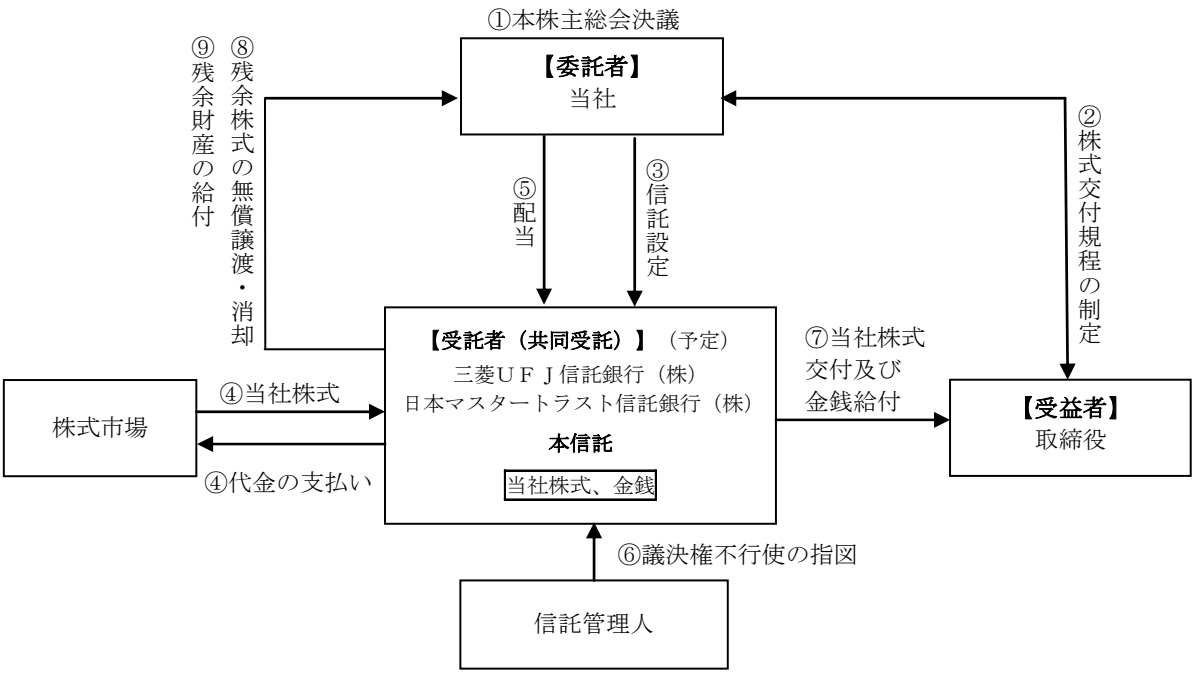
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考：平成29年５月15日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」からの抜粋）

【本制度の概要】



①当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
②当社は本制度の導入に関して、取締役会において本制度に基づく役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
③当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦信託期間中、毎事業年度における業績等に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役は、取締役の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株式数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。

⑧信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※　信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる累積ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

【信託契約の内容】

①	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②	信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
③	委託者	当社
④	受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤	受益者	取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥	信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦	信託契約日	平成29年８月２日（予定）
⑧	信託の期間	平成29年８月２日（予定）～平成31年10月末日（予定）
⑨	制度開始日	平成29年９月１日（予定）
⑩	議決権行使	行使しない
⑪	取得株式の種類	当社普通株式
⑫	信託金の金額	1.2億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬	株式の取得時期	平成29年８月４日（予定）～平成29年10月31日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の５営業日から決算期末日までを除く。）
⑭	株式の取得方法	株式市場より取得
⑮	帰属権利者	当社
⑯	残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①	信託関連事務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
②	株式関連事務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以　上

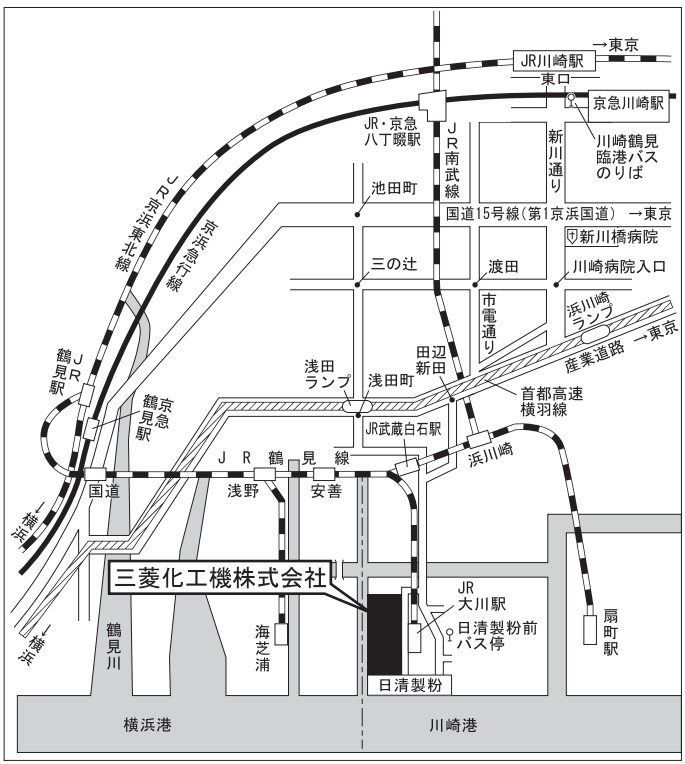
株主総会会場ご案内図

〒210-8560 川崎市川崎区大川町２番１号
当社会議室(本館２階)
電話 044-333-5354

交通機関

●バスをご利用の場合　川崎鶴見臨港バス　日清製粉前 下車　徒歩３分
JR川崎駅東口　バス停10番のりばより「日清製粉」行をご利用下さい。
なお、バスのりばは、川崎駅前南交差点の京浜急行線高架下となっておりますのでご注意願います。

●電車をご利用の場合　最寄駅　JR鶴見線 武蔵白石駅 下車　徒歩15分
なお、JR大川駅発着の電車は、朝夕のみにつき、ご利用にはなれませんのでご注意願います。



※首都高速横羽線の浜川崎ランプは、東京方面よりの出口専用ランプ、浅田ランプは、横浜方面よりの出口専用ランプです。